

# 暮らしの脱炭素促進事業補助金

新見市では、二酸化炭素排出抑制を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、普段の暮らしの中において二酸化炭素排出抑制効果の高い機器等を導入する方へ補助金を交付しています。

## 対象

### ①電気自動車

- 経済産業省が、各年度において実施するクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において、補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。
- 新車の購入であること。

### ②生ごみ処理機

- 電気を使用し、家庭から排出される生ごみを減量又は堆肥化等により有効利用することを目的として製造された機器であること。
- 新品であり、中古品及び転売品でないこと。

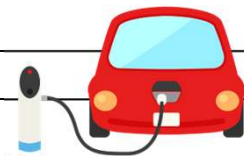
## 補助額

- ①車両本体の購入費（消費税、付属品、諸経費等を除く。）の10分の1以内

●限度額 30万円

- ②生ごみ処理機の購入費（消費税等を除く。）の2分の1以内

●限度額 3万円



## 注意事項

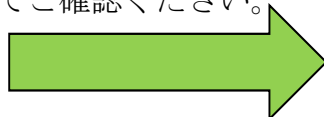
※充電設備は「住まいの脱炭素促進事業補助金」を活用ください。

- ①申請者は、自動車検査証に使用者として氏名が記載されている個人であること。  
また、自動車検査証又は、自動車検査証記録事項に記載されている使用者住所、使用の本拠の位置が新見市内であること。  
リースで購入した場合は対象外です。
- ②生ごみ処理機購入費が2万円以上であること。

## 提出書類

- 1 対象経費積算書
  - ・対象機器等導入に係る領収書及びその内訳書の写し
  - ・対象機器等の写真及び対象機器等が導入された居宅等の写真
  - ・自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を含む）の写し
  - ・保証書の写し
- 2 納税等状況調査同意書
- 3 誓約書 など

詳しくは、新見市HP  
でご確認ください。



●問い合わせ先●  
新見市福祉部環境課  
環境政策係  
電話 0867-72-6124  
kankyou@city.niimi.lg.jp

